

平成28年(ワ)第12785, 17680, 28219, 平成29年(ワ)32358号

損害賠償等請求事件

原告 部落解放同盟 外248名

被告 示現舎合同会社 外2名

準備書面(7)

平成30年10月26日

東京地方裁判所民事第13部合B係 御中

被告 示現舎合同会社  
上記代表者代表社員 宮部 龍彦  
被告 宮部 龍彦  
被告 三品 純

原告準備書面8, 9について、次の通り必要な範囲で反論する。

第1 過去の「同和地区精密調査報告書について(原告準備書面8 第1)

過去の『同和地区精密調査報告書』が全て公になっていることについては、被告らは立証済みである。

少なくとも事実として極秘のものではないことは、被告らが現物の写しを提出したことで証明されている。

「どの程度出回っているか」は些末な問題であるが、あえて主張すれば、昭和50年3月版については既に述べたとおり、グーグル社によってインターネットで公開されており、無制限に流布されている。昭和37年・38年版、昭和43年3月版については明らかに著作権による保護の対象ではないため、事実上誰でも無制限に

流布することが可能である。現に被告らがインターネットで公開している(乙391)。

## 第2 社会事業大学図書館所蔵の『全国部落調査』について(原告準備書面8 第2)

乙241から分かる通り、原告近藤登志一は4回にわたって社会事業大学図書館と「話し合い」を行っており、所蔵図書の取り扱いの基準づくりに自らの団体を関与させている。背後に部落解放同盟があり、裁判所によって、『全国部落調査』に対する出版禁止処分があったことからすれば、図書館としては『全国部落調査』を閲覧禁止にする圧力と取るのが普通感覚である。

その結果、『全国部落調査』のみならず、部落問題に関係する図書全般の扱いについて、社会事業大学図書館は原告近藤登志一の望み通りにせざるを得ない状況に追い込まれている。

このことは、本訴で被告らが提出している、部落の地名リストが掲載された過去の図書について頒布先が限定されている等の理由で正当化してきた原告らの態度と矛盾している。今後、部落問題に関する新しい資料が見つければ、その取り扱いについて、各地の図書館は原告らの要求を飲まざるを得ない。それはすなわち、部落問題全般についての学問、表現、議論を部落解放同盟が支配することと同等であるし、今なお後を絶たない、部落問題に乗じた不当要求「えせ同和行為」と同じ構図である。これが、原告らと仮処分命令を出した裁判所の行為がもたらした結果である。

## 第3 ネット社会における差別の特質について(原告準備書面8 第3)

原告らは原告らの独自の考えを、述べているに過ぎない。

なお、平成30年5月18日に成立し、平成31年1月1日から施行される改正著作権法では、過去の出版物のインターネット上での利用の範囲が拡大されており、

特にその第47条の5によれば、いわゆる「グーグルブックス」のような、インターネット上で過去の出版物の内容を検索可能とするサービスを著作権者の同意なしに実施できることが明文化されており、「紙の本とインターネットは違う」という詭弁は徹底的に崩壊しつつある。

既に、国立公文書館、国立国会図書館等で近世の被差別部落の地名が記された地図、明治初期の公文書が次々と公開されている。

グーグルブックスで地名と共に「部落」「同和」といったキーワードで検索すると主だった部落の地名は分かるようになっており、しかも出てくる資料の多くは、行政文書や原告解放同盟による過去の出版物である(乙392)。

原告解放同盟の関係者らによる、部落一般を暴力団と結びつけるような過去の書籍の記述、原告近藤登志一の名前入りでインターネットに公開され「暴力団組員の約3分の1は被差別部落の出身者だ」と書かれているイギリスBBCの記事等について、原告らは説明できずに逃げている。

#### 第4 裁判資料の提供について(原告準備書面8 第4)

被告らは本訴の陳述書をインターネットで不特定多数に対して「公開」しておらず、あくまで全国部落解放協議会の会員等、本訴に深い関心を持つ者への提供に留めているものである。大阪高裁判決(甲94)は、インターネットでの訴訟記録の公開の禁止と裁判所で訴訟記録が公開されていることとの矛盾について、「実際に裁判を傍聴し又は訴訟記録の閲覧をするのは、その事件に積極的な関心や問題意識を有している者などに限られる」と判示しているのだから、事件に積極的な関心や問題意識を有していると確認できた者に対して個別に訴訟記録を提供することは人格権侵害にあたらないと言える。

保全事件については、法律は公開を予定していないだけであって、公開が「禁

止」されているわけではない。実際、保全事件の存在や決定書が判例集に掲載されるのはよくあることである。本件の場合には保全事件自体が広く報道されて公知のものとなっているし、本訴が提起されており、争点も証拠も本訴と共通しているのだから、特に保全事件を秘密にする意味がない。

なお、閲覧制限がかけられたものについては提供していない。

「全国部落解放協議会は、被告宮部が主催する「全国部落調査」等のデータを不特定多数者に対して拡散することを目的とした団体である」等の主張は原告らの思い込みに過ぎない。全国部落解放協議会はその名称から明らかな通り、全国の部落解放を願う部落出身者が協議する会であり、現にその成果の1つとして「部落問題入門」を出版している。

## 第5 原告らの損害について(原告準備書面8 第5)

- 1 被告宮部が原告片岡明幸の親族を訪問したのは、訴訟の遂行のために必要な正当な行為である。真偽の確認と、仙正の部落差別の現状について、話を聞いてきただけである(乙393)。

また、原告片岡明幸が卑怯者の姑息な差別主義者である点も、最初に被告を差別者呼ばわりしたのは原告片岡明幸なのであるから、それに対して必要な反論をただけのことである。

なお、「片岡」という名字は兵庫県ではありふれており、大正2年に仙正の食肉業者が村営屠畜場の使用料に不満を持って提起された訴訟の原告に名を連ねているが「片岡」という名字の者はいない(乙394)。片岡家が食肉業を始めたのは戦後のことと推定され、少なくとも片岡明幸の実家が食肉業であることは、仙正の近世の被差別身分や、部落差別とは無関係であると考えられる。

そもそも、兵庫県の部落と埼玉県の部落には全く関連性はなく、近世におい

て部落の関係はせいぜい藩単位に留まるものである。遠隔地から部落出身を自称する者がやってきて部落解放運動団体を設立し、自分が差別されていると主張できるのであれば、部落のない沖縄でも北海道でも、さらには日本国外であっても部落差別を受けていると主張することが可能である。常識的に考えれば、原告片岡明幸の行為が異常で異様であることは間違いない。

## 2 「刃物入り封筒」の件について

既に立証している通り、故・山端忠義氏が解放同盟三重県連の委員長であったことはインターネット上の解放新聞の記事で容易に確認することができ、同氏の住所は電話帳に掲載されており、「部落解放同盟関係人物一覧」とは無関係に誰でも同氏が解放同盟の関係者であることと、住所を知ることが可能である。

なおかつ、他の刃物入り封筒の送り付けについて、「部落解放同盟関係人物一覧」との関係は全く示されていない。原告らの反論は意味をなさず、「部落解放同盟関係人物一覧」が刃物入り封筒の送りつけの原因であるという証拠はない。

## 3 「部落解放同盟関係人物一覧」について

「被告三品の責任は会社の役員であることを理由とするもの」というが、会社法429条1項は「役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う」としており、単に会社の役員であるから責任を負うということにはならない。原告らは被告三品に「悪意又は重大な過失」があったという証拠はおろか、「全国部落調査」の復刻や「部落解放同盟関係人物一覧」の作成に関与したという証拠すら示していない。

「部落解放同盟関係人物一覧」について、被告らが自ら作成した旨を原告らは主張しているが、その証拠は示されていない。

また、被告官部が作成した「全国部落調査」については表組みがされているが、「部落解放同盟関係人物一覧」についてはそれがされておらず粗雑な構成となっており、「部落解放同盟関係人物一覧」は明らかに別の作成者によるものである。

## 第6 原告準備書面9について

原告らは、個人の本籍や住所地は公開されているものではないので、地名を個人の人格と結びつけることは無理があるのではないかと、御庁に促されて説明を補足しているものと考えられるが、おそらく被告らはそもそも部落差別や部落民とは何なのかというもっと根本的な部分で原告らや御庁と違う認識を持っている。

部落差別とは、近世の被差別身分に起源を持つものだが、それは属地的なものではなくて、あくまで血統による、属人的なものであった。そのことは、「全国部落調査」に、数戸しかないような「集落」とされ言えないものが部落として掲載されていることから容易に推測できることである。

しかし、戦後の同和对策事業が建前上属地主義で行われたため、部落民も属地的に判断されるという誤った認識が広まっている。現に、いわゆる「部落地名総鑑事件」は同和对策事業特別措置法施行後に起こったことである。

本籍地や住所地が部落民を判断する基準になるというのは、全くナンセンスな考えである。広く知られている通り、明治末期以降には人口の流動が多くなって本籍地は人の出自を判断する上で意味をなさなくなっており、現行の戸籍法では本籍地は日本国内の実在の住所であればどこにでも置くことができ、そのことに制限はない。

例えば「本籍地の地名が部落であれば部落民である」と言うのであれば、今からでも部落に転籍することで、誰でも部落民になることが可能である。

また、居住移転の自由があるのだから、部落に所在するアパートを借りる等して、一時的に部落に住所を移し、部落民を自称することが可能である。実際、岐阜県大垣市ではそのような方法を使って同和対策の貸付金を受けた者がいる。

部落問題について、自由な議論が阻害されている現状があるために、このようなごく基本的な矛盾点さえ公に議論されていないのが実情である。

仮に誰かが近世の被差別身分に関連があるかどうかを特定しようとするれば、過去の文献を読み解く、現地に行って墓地や石碑などを調べる、地域の伝承を聴取するという緻密な作業が必要であるし、それでも100%この人は近世の被差別身分の系統に属していると言える例は極めて稀である。

特に、大阪、京都に見られる都市部落の住民は全くと言っていいほど被差別身分の系統に属していないと考えられ、明治中期から昭和初期に作られた「都市スラム」が起源である。それは差別問題ではなく、経済格差の問題である。事実、戦後の同和事業以前に経済格差が解消された中津、舟場、長柄、長町といった部落は今では全く部落として認識されておらず、他の都市部落に部落差別の問題があるとすれば、それは完全に戦後の同和対策事業の失敗が原因である。現に「解放」された部落の事例から見れば、経済格差を解消し名実ともに同和地区としての扱いを止めれば部落差別は解消されるのであり、一般国民の意識や「土地差別」といったことを持ち出すのは、全く的はずれな議論である。

現在、被告宮部が全国部落調査に記載された部落を探訪して目下研究しているところであるが、前述のことは地方のいわゆる労働型部落にも当てはまると考えられる。近世の文献に穢多の戸数が記載され、しかも現存する集落がその戸数とほぼ一致しているような（つまり被差別身分の系統に属すると推定される家はその

まま残っている) 部落でも、自治体が同和事業の廃止方針を打ち出して以降かなり近隣との融和が進んでいることもあるし(鳥取市嶋部落が該当する)、ほぼ忘れ去られている事例もあると考えられる(平群町椿井の部落がおそらく該当する)。

また、本訴において、本籍地や住所を根拠に「被差別部落出身者」を認定するような行為を原告らが行おうとしていることについて、御庁が訴訟行為として容認するのであれば、被告らには止める術はない。しかし、それは江戸時代に穢多頭が子分を引き連れてきて、奉行所に改めさせて「確かにこの者らは穢多じゃ」と認定させるようなもので、極めて前近代的なことである。

部落差別のような、自然発生的なものではない人為的な差別について、誰が被差別者であるかと認定することで差別を解消しようとするのは誤りである。誰かを部落民認定しなければ、部落の場所を秘密にできないというのであれば、それは部落の場所を秘密にするという行為が間違っているということなのである。これは、被告官部が理論的に導き出した答えである。

また、原告藤田源市、丸本千悟は妻が部落出身という旨の主張をしているが、そのような事は言う必要がないことであるし、仮に妻が部落出身だから自分が部落出身だと言うのであれば、異常で異様な考え方である。例えば武士が百姓の娘を嫁にするということはあることで、同様に百姓の家に穢多の娘が嫁入りすればその家は穢多になるという発想も、近世でさえ全く考えられないことである。あるいは、跡継ぎに窮した商家や武家が、穢多の子を婿養子にしたとしても、その家が穢多の家になるはずがない。ましてや、現代において結婚したら出身地が変わるなどというのは、全く常識はずれな発想である。原告らこそ、血縁に固執し、結婚差別にもつながる異常な考えを持っており、自分がそう考えるから世間の人々もそう考えているという独りよがりな勘違いをしているのである。